# 負担金検証調書【平成28年度交付分】

## 1　負担金の予算決算等について

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負担金の名称 | 尾張五市二町職員研修協議会負担金 | | 市の担当部課 | 経営部　総務課 | | | 問い合わせ先 | 0568-44-0302 |
| 負担金の金額 | 予算額 | 124,000　円 | 当初交付額 | 200,000　円 | 決算額 | 200,000　円 | 前年度決算額 | 124,000　円 |

## 2　負担金の交付先について

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付先の状況 | 名称 | 尾張五市二町職員研修協議会 | （法人格の有無） | 無 | 代表者 | 扶桑町総務課長（平成29年度） | 所在 | 扶桑町（同左） |
| | 構成団体 | 小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、稲沢市、丹羽郡大口町及び同扶桑町（会長市町は1年毎の輪番制） | | | | | | |
| | 設置の根拠 | 尾張五市二町研修協議会規約（昭和56年制定、平成21年一部改定） | | | | | | |
| | 意思決定の方法 | ・研修内容、研修講師の選定、会議の選定、講師謝礼及び負担金その他必要とする事項については、研修担当課長会議における審議・承認（規約第8条の2）<br>・規約に定めるもののほか協議会運営に関し必要な事項についても、研修担当課長会議にて決定（規約第11条） | | | | | | |
| 事務局の体制等 | 所在 | 愛知県丹羽郡扶桑町　扶桑町総務課内（平成29年度） | | | 代表者 | 扶桑町総務課長（同左） | | |
| | 事業資金の管理責任者 | 扶桑町総務課長（平成29年度） | | | 事業資金の管理者 | 扶桑町総務課職員（同左） | | |
| | 契約、支出決裁の方法 | （事務局が市である場合）市のルールに準じているか？ | | 完全準拠でない場合の内容等 | | | | |
| | | （事務局が市でない場合）具体的に記述 | 研修は各市町ごとに担当を分担して行っている。その経費は、各市町ごとにその市町の契約規則・会計規則に沿った決裁手続きを行った上で、協議会の口座から支払を行う。 | | | | 証拠書類の有無 | 有 |
| | 事業資金等の保管方法 | 金融機関への預入れ（預金通帳と印鑑は管理責任者が保管）による。 | | | | | | |

## 3　負担金の対象となる事業等について

| | |
|---|---|
| 事業内容（事業の全体像） | 研修を通じて五市二町職員の一般的、技術的、専門的な業務能力の向上を図る |
| （犬山市の役割） | 尾張五市二町研修協議会の主催する研修のうち、平成28年度は「係長研修」の事務局として、各市町から受講者を受入れ、研修を実施した。（担当する研修は3年毎の輪番制） |
| 事業実績（具体的な手法） | 五市二町全体で、計508名に対して階層別研修を実施した。<br>（内訳：新規採用職員後期研修　158名、接遇研修　16名、法制執務研修　14名、一般職員前期研修　117名、一般職員中期研修　86名、一般職員後期研修　53名、係長研修　64名） |
| 負担金を交付して市が得たメリット | 自治体間の広域協議会による研修受講のメリットとして、①スケールメリットによる研修コストの減 ②交付条件が定められている(公財)愛知県市町村振興協会研修センターの交付金対象となりやすい ③近隣市町の職員間交流による業務の改善・効率化に寄与　などがあげられる。<br>なお、平成28年度は計64名（内訳：新採後期　19名、一般前期　12名、一般中期　15名、一般後期　15名、係長　3名）が受講している。 |

4　負担金の交付先における収支等について

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 犬山市負担金額（当初支出額） | 200,000　円 | 精算の有無 | 無 | 精算（返還）額 | 0　円 | 精算後の負担金の額 | 200,000　円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 負担金の対象となる全体事業費（精算がある場合は精算前の額） | 収入額 | 3,968,547　円 | 支出額 | 3,392,499　円 | 余剰額 | 576,048　円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 構成員の負担割合（根拠） | 7市町により、均等割と人口割にて算定（人口割の算出基礎人口は国勢調査ごとに見直し）。<br>なお、均等割総額と人口割総額の比率がほぼ同額になるように設定している。 | | |
| 余剰額が発生した場合の取扱い | 繰越金として翌年度繰越<br>（ただし、50万円を超える分は翌年度負担金にて調整…H26.4確認事項。H27年度負担金算定より実施） | 繰越額 | 576,048　円 |
| 交付先における収入の状況（精算前の額） | 構成員の負担金　1,445,000円、交付金 1,900,000円、繰越金 623,522円、雑入 25円 | | |

| | 項目 | 予算（当初支出時の想定） | | 決算（実績） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 積算等 | 金額 | 積算等 | 金額 | 契約の方法、相手方等 |
| 交付先における支出の状況 | 報償費 | 一般職員前期研修（3回） | 162,000　円 | 一般職員前期研修（3回） | 162,000　円 | 随意契約<br>愛知大学法科大学院　教授 |
| | 委託料 | 各種研修（計10回） | 2,701,000　円 | 各種研修（計10回） | 2,695,480　円 | 随意契約<br>㈱インソース　他4社 |
| | 使用料 | 会場使用料 | 0　円 | 会場使用料 | 0　円 | |
| | 需用費<br>（テキスト代） | 一般職員前期研修（3回）<br>実施時テキスト | 75,000　円 | 一般職員前期研修（3回）<br>実施時テキスト | 68,348　円 | 随意契約<br>（公財）愛知県市町村振興協会研修センター |
| | 需要費<br>（事務費） | 研修用品代<br>（マーカー、ふせん等） | 133,000　円 | 研修用品代<br>実施時テキスト | 96,370　円 | 随意契約 |
| | 需用費<br>（旅費） | 講師旅費、<br>研修担当者研修 | 367,000　円 | 講師旅費、<br>研修担当者研修 | 360,480　円 | |
| | 需用費<br>（食糧費） | 講師飲料代 | 0　円 | 講師飲料代 | 1,205　円 | 随意契約 |
| | 役務費 | 振込手数料、郵送料 | 30,000　円 | 振込手数料、郵送料 | 8,616　円 | 随意契約 |
| | 予備費 | （もっとも高額である一般職員<br>後期研修一回実施相当分） | 500,000　円 | | 0　円 | |
| | 合計 | | 3,968,000　円 | | 3,392,499　円 | |
| | 積算がない場合<br>の特記事項 | | | | | |